

2020年6月16日

関東地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

（1）受検支援に関して

- ① 受検支援システムについて、システム上の情報不整備により使い勝手が悪いことや、都道府県職業能力開発協会への受検申請連絡票の回付が遅延していること等の声があることから、その改善をお願いしたい。
- ② 技能実習3号における技能実習計画審査基準が整備されていない職種がある。全職種・作業での技能実習3号移行が可能となるよう、審査基準の早期の整備に向けて試験実施機関である業界団体との連絡会議を持つなど連携の強化を図っていただきたい。

（2）調査・統計に関して

外国人技能実習機構のホームページに平成29年度及び30年度の「調査・統計」が公開されたが、今後とも技能実習制度の動向把握のため、有用な技能実習制度の各種統計データの速やかな公表をお願いしたい。

（3）その他制度運用に関して

移行対象職種について、技能実習3号追加の場合を含む審査基準が変更された場合のアナウンスが不明確であり、技能実習計画認定申請に影響が及ぶことも想定されることから早急に対処をお願いしたい。

2. 厚生労働省関連

(1) 技能検定等の受検体制関連について

技能検定等の受検体制に関するとして、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、行政として技能検定試験・技能評価試験の体制構築をお願いしたい。

- ① 技能検定委員等の確保について、自前で探したり、自県・近隣他県のみならず遠隔地まで探すなど困難を来している（建設関係職種、食品製造関係職種、プラスチック成形職種等）。
- ② 受検場所の確保について、確保の目途が立たなかつたり、受検地が他県の遠隔地になるなど困難を来している（建設関係職種、機械・金属関係職種、溶接職種等）。
- ③ 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、材料まで持参させられたり、器具等の貸与の扱いが職業能力開発協会により異なるなど苦慮している（建設関係職種、そゝ菜製造業職種、機械加工職種、プラスチック成形職種等）。
- ④ 受検申込みの調整対応について、各都道府県職業能力開発協会・試験実施機関の日程調整が遅いことや、各都道府県職業能力開発協会により受検手続き等が異なるなど苦慮している。
- ⑤ 試験内容については、難易度が高すぎたり（機械加工職種、プラスチック成形職種、溶接職種等）、試験内容と実際の作業にずれがある（建築大工職種、水産練り製品製造職種、婦人子供服製造職種等）。
- ⑥ 過去問等の教材について、過去問の資料が古いことや、過去問の開示状況が職種により差があることなど、不十分である（石材施工職種、金属プレス加工職種、溶接職種等）。
- ⑦ 受検料が材料費・検定委員の交通費等も含め高いことや、自ら受検場所や材料を用意しても受検料が変わらないことなどに不満を持っている（建設関係職種、牛豚食肉処理加工業職種、座席シート縫製職種、溶接職種等）。

(2) その他制度運用について

- ① 移行対象職種について、技能実習3号追加の場合を含む審査基準を変更した場合のアナウンスが不明確であり、技能実習計画認定申請に影響が及ぶことも想定されることから早急に対処をお願いしたい。
- ② 「技能実習実施計画書モデル例」が現行の審査基準と合致していない

(更新されずに旧内容がそのまま残されている職種が少なからず存在し、モデル例通りに記載した計画案が外国人技能実習機構の審査で書き直しを求められることもある)ので、その改善をお願いしたい。

3. [REDACTED]

※公開の可否：1～2は公開可。3は公開不可。

以上

第3回「技能実習法に係る関東地区地域協議会」への意見並びに要請

私共、連合関東ブロック連絡会は連合茨城、連合埼玉、連合栃木、連合群馬、連合千葉、連合神奈川、連合山梨、連合東京1都7県で働くもので構成される連合の地方連合会組織の関東ブロック組織になります。

外国人技能実習機構が技能実習計画の認定や実習実施者および監理団体に報告を受け、実地検査等を適正に行う中で技能実習生の権利保護の役割を担って頂いていることに感謝を申し上げながら、さらに制度が適正に実施されるよう、下記の項目について要請いたします。

記

1. 監理団体、実習先への指導強化

- ①監理団体および実習実施者の作成する技能実習計画が、外国人技能実習制度の本旨に沿った内容であるか、受入体制が適正か否かを厳正に審査すること。
- ②全監理団体への年1回の巡回、全実習先への3年以内での巡回を完全履行する中で、計画通りの技能実習内容、労働条件確保がなされているかを確認するとともに、是正が必要な場合の適正な指導と改善報告の確認を行うこと。
- ③実習実施者の労働基準法違反、労働安全衛生法違反、労災かくしなどには、労働基準監督署と日常的連携強化の中で厳正に是正指導を行うこと。
- ④外国人技能実習法ならびに関係法規違反企業には、厳正に改善指導するとともに、主務大臣の許可・認定の取り消し、業務停止命令、改善命令、企業名の公表など、厳正に適正な措置につながる調査を確実に実施し、報告すること。
- ⑤中小企業で実習する外国人技能実習生に関わる個別、集団労使紛争には、実習先には、監理団体も関係者として関与することが早期紛争解決に資することから、こうした指導を行うこと。
- ⑥実習先の不法行為や違法実習などにより、実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じ確実に次の実習先に転籍できるよう調整・支援を行うこと。
- ⑦外国人技能実習法や上陸基準省令などに明記されている日本人と同等額以上の報酬について、実効性を担保するための判断を示しながら実習先、監理団体を徹底指導すること。
- ⑧監理団体許可を受けることなく、技能実習に係る仲介、あっせん、スカウト等を行うものの調査を行い、違法事実があった場合には主務省庁に報告すること。
- ⑨監理団体は監理事業に関して、管理費以外にはいかなる名義でも手数料又は報酬を受けてはならないことを周知し、徹底するとともに違法事実があった場合には主務省庁に報告すること。
- ⑩実習実施者が監理団体を選定する際の監理団体の情報が乏しく、適切な監理団体を選定することが難しいと思われる。そのため、優秀な監理団体の該当要件の見直しを行い、質の高い監理業務を行っている監理団体とそうでない監理団体をより明確化し、

- 実習実施者等が監理団体を選定する際の情報量を増やすこと。(例えば、社会保険労務士などの専門家を配置していることなどを優良基準の一つに加えるなど。)
- ⑪優良な実習実施者の該当基準の一つに、実習生の労働組合加入についてユニオンショップ規定等において技能実習生を排除していないことなどの要件を盛り込むこと。

2. 外国人実習生の相談対応

- ①直接、貴機構の相談機能が外国人技能実習生に周知されるための工夫を行い、多言語相談（8カ国対応）が可能なことを強くアピールして、実習生の労働条件確保、人権確保を行うこと。
- ②技能実習生手帳を技能実習生がトラブルに遭遇したときに参考しやすいよう情報を整理し、構成を見直すなどその記載を改善すること。外国人技能実習機構の母国語相談の体制を強化し、相談受付時間を拡充すること。
- ③「多文化共生総合相談ワンストップセンター」が、弁護士や労働組合等と連携し、技能実習生等が駆け込むことのできるシェルターとしての役割を果たせるように、ハローワークや地方自治体、労働組合と連携し、その体制整備を支援すること。

3. その他の要請

- ①外国人技能実習機構東京事務所の業務対応を確実に行うため、事務所職員の増員を強く要望すること。
- ②適正な技能実習を行うため、管内の経営者団体、業界団体、監理団体協議会との定期協議など連携強化を行うこと。
- ③東京事務所として広報体制を構築し、監理団体や実習実施者に関係法令の通達、指針などを周知すること。また、これに労使団体や自治体を含めて実習制度に関わる情報、調査・事業報告、違反事例報告などを行うこと。
- ④地域協議会の構成メンバーとして、地域の労使団体を協議会構成員として加えることを提言すること。
- ⑤国際人権法等に基づく人権擁護の観点から、極力、施設収容は行わないこと。また、入管に任せきりにしないこと。そのため、国と民間とも協力・連携しつつ、責任をもって収容代替施設を整備する方向で、具体的な検討を行うよう要請をすること。
- ⑥海外の送り出し機関による我が国での実習生受け入れのための違法営業（実習生のあっせん行為）を防止するための措置を講じること。
- ⑦技能実習生も地域における生活者として、社会生活上の必要な各種支援について、外国人技能実習機構と都道府県労働局は、地方自治体とも就労や生活状況等の情報連携をすすめ対応をはかること。

日本労働組合総連合会 関東ブロック連絡会 代表 杉浦